

「消防団を応援する店舗等」の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県内の消防団活性化のため、公益財団法人高知県消防協会が県内の消防団員に対して特典サービスを提供する消防団を応援する店舗等（以下「応援する店舗等」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「特典サービス」とは、高知県消防団員（以下「団員」という。）その他家族等が受けることができる利用料金若しくは商品価格の割引、記念品若しくは飲食物の進呈又は買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスをいう。

(登録申請)

第3条 応援する店舗等の登録を受けようとする店舗等は、消防団を応援する店舗等登録申込書（様式第1号）により公益財団法人高知県消防協会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。ただし、次に掲げる事業所については、登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動を行う店舗等
- (2) 高知県暴力団排除条例（平成22年10月22日条例第36号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する店舗等
- (3) 各種法令に違反している店舗等又はそのおそれのある店舗等
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面による販売を前提としない店舗等
- (5) 前各号に定めるもののほか会長が適当でないと認める店舗等

(表示証の交付・表示)

第4条 会長は、応援する店舗等の登録を行ったときは、市町村を通じ店舗等に消防団応援事業所の表示証及び、のぼり旗、（様式第2号）を交付するものとする。

2 応援する店舗等は、店舗等の見やすい場所に掲示するほか、パンフレット、のぼり、ステッカー、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告により表示証を表示することができる。

(会員証の提示)

第5条 団員は、応援する店舗等から特典サービスを受けようとするときは、会員であることを証明できる会員証（様式第3号）を提示しなければならない。

2 団員は、消防団を退団したときは、前項の会員証を会長に返納しなければならない。

(応援する店舗等の公表)

第6条 会長は、応援する店舗等の名称等を、協会のホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更、取下げ及び抹消)

第7条 第3条により登録を受けた応援する店舗等は、当該登録の内容を変更又は当該登録を廃止しようとするときは、消防団を応援する店舗等登録内容変更・廃止申請書（様式第4号）により、会長に申請を行うものとする。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

(登録の取消し)

第8条 会長は、応援する店舗等が事業を廃止等したとき、又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくはその他応援する店舗等としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。